

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の 実現に向けた取組について

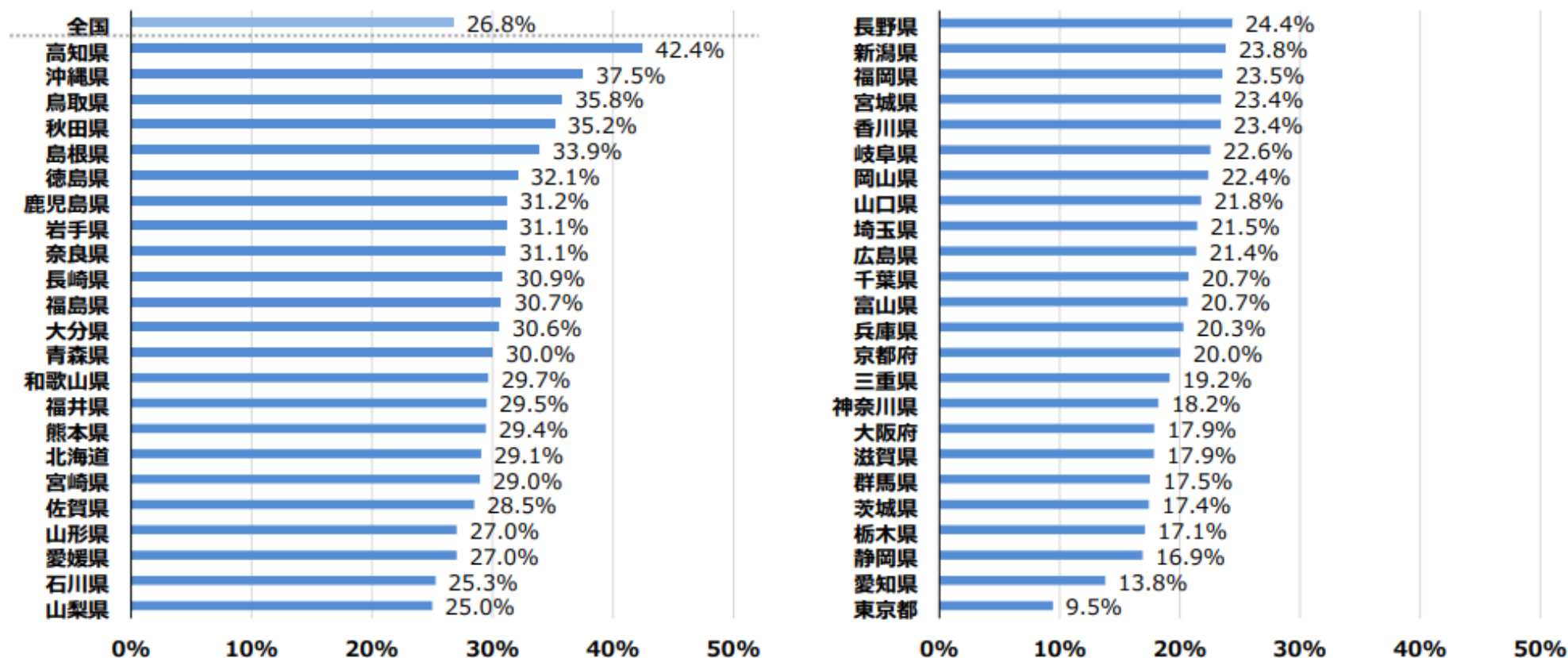
令和 7 年 1 2 月
総務省自治行政局

公的需要が都道府県GDPに占める割合

新しい資本主義のグランドデザイン
及び実行計画2025年改訂版
基礎資料集 (R7.6.13閣議決定)

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



（注） 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
 （出所） 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、**物価上昇を上回る賃上げを実現**するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等**の観点からも、**適切な価格転嫁が必要**。自治体には、**「適正な価格で契約を行う」ことに対する意識の確立**が求められている。
- 先日成立した補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として、令和7年度分の地方交付税を2,000億円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

CHECK !

- ☐ 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

CHECK !

- ☐ 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- ☐ 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「見える化」して公表（R7.9）

CHECK !

- ☐ 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

＜参考＞ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】	【最低制限価格制度のイメージ】																				
<table><tr><td>予定価格 (1,000万円)</td><td>E社 (1,050万円)</td></tr><tr><td></td><td>D社 (950万円)</td></tr><tr><td>調査基準価格 (850万円)</td><td>C社 (820万円) 落札</td></tr><tr><td>調査基準価格未満で入札を行った業者について契約の履行能力があるかどうかを調査</td><td>B社 (750万円) 不適当失格</td></tr><tr><td></td><td>A社 (600万円) 不適当失格</td></tr></table>	予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)		D社 (950万円)	調査基準価格 (850万円)	C社 (820万円) 落札	調査基準価格未満で入札を行った業者について 契約の履行能力があるかどうかを調査	B社 (750万円) 不適当失格		A社 (600万円) 不適当失格	<table><tr><td>予定価格 (1,000万円)</td><td>E社 (1,050万円)</td></tr><tr><td></td><td>D社 (950万円)</td></tr><tr><td>最低制限価格 (800万円)</td><td>C社 (820万円) 落札</td></tr><tr><td>最低制限価格未満で入札を行った業者は自動失格</td><td>B社 (750万円) 失格</td></tr><tr><td></td><td>A社 (600万円) 失格</td></tr></table>	予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)		D社 (950万円)	最低制限価格 (800万円)	C社 (820万円) 落札	最低制限価格未満で入札を行った業者は 自動失格	B社 (750万円) 失格		A社 (600万円) 失格
予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)																				
	D社 (950万円)																				
調査基準価格 (850万円)	C社 (820万円) 落札																				
調査基準価格未満で入札を行った業者について 契約の履行能力があるかどうかを調査	B社 (750万円) 不適当失格																				
	A社 (600万円) 不適当失格																				
予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)																				
	D社 (950万円)																				
最低制限価格 (800万円)	C社 (820万円) 落札																				
最低制限価格未満で入札を行った業者は 自動失格	B社 (750万円) 失格																				
	A社 (600万円) 失格																				

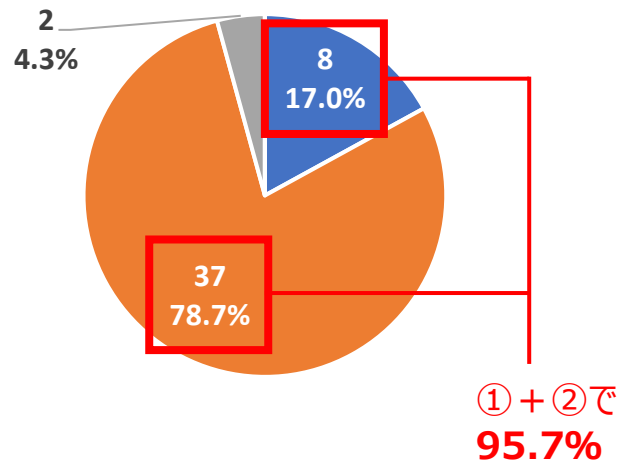
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。 ※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い。原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきたい。

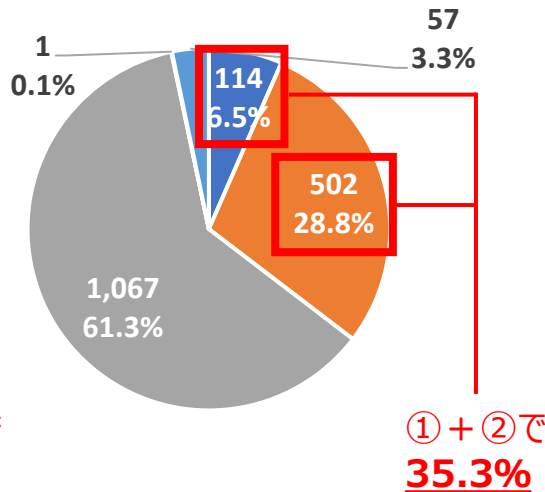
調査結果の概要

＜低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R7.5時点）＞

都道府県



市区町村



- ①全ての請負契約
- ②工事関係 + 工事関係以外の一部の請負契約
- ③工事関係の請負契約のみ
- ④工事関係以外の請負契約のみ
- ⑤導入していない

※前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

⇒ 制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「制度導入に当たってのノウハウがない」といった課題があげられている。都道府県の取組を周知するなど、市区町村において制度導入が進むよう、支援をお願いしたい。

※ 調査結果の詳細については、総務省HPに掲載している。今後も定期的に導入状況等のフォローアップを行う予定。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のためにも活用することが可能です。

趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
 - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
 - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
 - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
 - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
 - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



重点支援地方交付金の活用方法

- 対象とする事業
 - ・地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達
- 対象とする費用
 - ・物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）
- 具体的な取組みのイメージ
 - ・公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
 - ・価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。
※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。